

まじゅん

⚙️ 沖縄県商工会連合会 会報誌

5・6 2014 月合併号
No266



夏の沖縄、ビジネスシーンで輝く、おきなわんクール・ビズこと、かりゆしウエア。地域限定、関係者オンリーなど激レアかりゆしウエアをご紹介します。



contents

- 02 ● 第41回通常総会・當山憲一氏春の叙勲受章並びに県知事表彰等受賞者祝賀会
- 03 ● 青年部だより ● 女性部だより
- 04 ● トピックス ● あれから40年
- 06 ● 経営革新物語 (株)石垣島ショッピングプラザ
- 07 ● チャーすが税務
- 08 ● 小規模企業協済制度



第41回通常総会・當山憲一氏春の叙勲受章並びに県知事表彰等受賞者祝賀会を開催

5月28日(水) 宜野湾市のラグナガーデンホテルにて、第41回通常総会を開催しました。

平成25年度事業報告及び決算報告について第1号議案から第3号議案まで慎重審議がおこなわれ、すべて原案どおり承認されました。議案審議終了後も同会場にて来賓の沖縄県副知事の川上好久様と内閣府沖縄総合事務局局長の河合正保様にご臨席頂き、県知事表彰を受賞された小波津勇様(西原町商工会前会長)を初め、県連会長表彰の優良商工会表彰等、42名、29商工会、1青年部、1女性部、9事業所の受賞者への表彰状の授与を行いました。

総会終了後は会場を隣へ移し、「當山憲一氏春の叙勲受章並びに県知事表彰等受賞者祝賀会」を華やかに開催いたしました。祝賀会では旭日双光賞を受賞された當山憲一副会長から挨拶が述べられ、引き続き受賞者全員にご登壇頂き、受賞者を代表して小波津勇様からもご挨拶を頂戴し、多くのご来賓の皆様と商工会関係者で受賞者を盛大にお祝いいたしました。



通常総会で挨拶を述べる照屋会長



通常総会での議案審議の様子



旭日双光賞受章の挨拶を述べる當山副会長



川上副知事より沖縄県知事表彰を受ける小波津勇様



役員功労者表彰の様子



力強い乾杯の発声を頂いた
沖縄県工業連合会会長の湧川昌秀様



万歳三唱で締めくくる我喜屋副会長と
古波蔵県青連会長、長浜県女連会長と両部員の皆様

小規模企業共済制度

経営者で自身の「現役引退後の生活資金」のことをお考えですか?

年金だけでは不十分で、不安がある。自分で積み増しするには、どんなものがあるのかな...

掛金は
全額所得
控除

1 加入し、掛金を毎月積み立てておけば...



2 将来、「廃業」「役員退任」等が生じたときに共済金を受け取れます。



3 現役引退後の安心した生活設計が図れます。



●共済制度の詳細な内容は、パンフレット等を必ずご覧ください。

小規模企業共済

検索

制度の運営機関: 独立行政法人 中小企業基盤整備機構

TEL 050-5541-7171 (共済相談室)

URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

●商工会会員募集中 商工会は行きます。聞きます。提案します。

会員皆様のお知り合いの方で、まだ、商工会に加入されていない事業所の方がいらっしゃいましたら、ぜひお近くの市町村商工会へご紹介ください。

青年部だより

平成26年度 県青連通常総会を開催

「自己革新」
「より良い地域人・事業家へ」

5月9日(金)、I-ZUMO(名護出雲殿)で、平成26年度沖縄県商工会青年部連合会(古波蔵善之介会長)通常総会が開催されました。

総会には各市町村商工会青年部員ら約200人が出席、名護市商工会青年部の仲尾圭司部長が議長となり「平成25年度事業報告ならびに収支決算書の承認について」「平成26年度事業計画ならびに収支予算書の承認について」の各議案が審議され、すべて原案通り承認・決定されました。

平成26年度は次の7つを重点に掲げ、各種事業に取り組みことになりました。

- 1 部員増強並びに、組織の拡充強化
- 2 研修事業(資質向上)の推進
- 3 情報化推進、広報活動の強化
- 4 社会福祉事業の推進
- 5 東北復興支援及び被災地支援活動
- 6 経営革新の推進
- 7 県青連設立40周年記念事業(平成27年度)に向けた取組みの強化

また、平成29年度の青年部全国大会の沖縄招致に向けて部員一丸となって取り組んでいくことも確認されました。
さらに、商工会青年部役員功労表彰・

青年部員加入増強運動表彰等が行われました。

【商工会青年部役員功労表彰】13名※敬称略
宮國恵将(宜野湾市商工会青年部)、伊波哲也(うるま市商工会青年部)、島袋理(うるま市商工会青年部)、亀山研史(恩納村商工会青年部)、富眞豊(宜野座村商工会青年部)、新垣力(伊江村商工会青年部)、比嘉等(読谷村商工会青年部)、島崎孝弘(読谷村商工会青年部)、平田靖(読谷村商工会青年部)、石嶺邦雄(嘉手納町商工会青年部)、竹下太志(嘉手納町商工会青年部)、山元朝弥(久米島商工会青年部)

【商工会青年部員加入増強運動】5青年部名護市商工会青年部(純増1位)、南風原町商工会青年部(純増2位・目標達成賞)、今帰仁村商工会青年部(純増3位・目標達成最優秀賞)、宜野座村商工会青年部(目標達成賞)、宮古島市伊良部商工会青年部(目標達成賞)

【沖縄県商工会青年部連合会長懸賞・感謝状】7名・2青年部



女性部だより

平成26年度 第37回 商工会女性部連合会通常総会を開催!!



となり、3名の副会長も再任された他10名の新役員が選任されました。

部員加入増強運動表彰においては、目標達成率部門の最優秀賞に南大東村商工会女性部、優秀賞に他3女性部、純増部門の最優秀賞に読谷村商工会女性部、優秀賞に他3女性部、新規加入部門の最優秀賞に読谷村商工会女性部、優秀賞に他2女性部の計11女性部が表彰され、特に読谷村商工会女性部の運動成果は素晴らしく、2部門の最優秀賞を含む3部門で受賞されました。

総会終了後の懇親会は、北部支部女性部部長の「かぎやで風」に始まり、高良文雄 本部町長、松田泰昭 本部町商工会会長の来賓あいさつや本部町商工会女性部による余興もあり会場は大いに盛り上がりました。

5月12日(月)本部町のホテルマハйнаウエルネスリゾートオキナワにおいて第37回通常総会を開催しました。
昨年度事業報告や新年度事業計画書(案)の承認に加え、任期満了に伴う役員の新選を含む5議案が上程され、原案通り承認されました。
役員選任では、会長に長浜栄子会長が前期に引き続き選任され、3期目の就任



村民、観光客、待望の新艇

フェリー いへやⅢ!

いざ、就航!!



沖縄県最北端の有人島、伊平屋村では4月1日(火)に3代目にあたる「フェリーいへやⅢ」が村民の期待を乗せて、晴々と就航しました。

新艇「フェリーいへやⅢ」はこれまで18年間活躍した「フェリーいへや」(2代目)の経験を糧に、行政、総合事務局、沖縄県に加え、沖縄県離島海運振興(株)の監修により、これまで以上に、快適な船旅が出来るフェリーとなつていきます。おもな特徴としては、これまでより一回り大きく、横揺れ防止装置(スタビライザー)の設置やバリアフリーを取り入れた船内工レベーター設備導入により車椅子の方々も安心して乗れる工夫がほどこされてます。さらに、



フェリーいへやⅢ

毎年10月に開催される月と併走するムーンライトマラソン」は、2014年は、10月11日(土)に開催が予定され、第20回の記念大会となり、参加者1,200名定員の申込み受付や島外からの観光客受入れの準備とPRが進んでいます。



伊平屋村前泊港で開催された就航式

この新艇「フェリーいへやⅢ」は、今後、島の経済効果が期待できる事はもちろん、引いては、沖縄県の主力観光である離島航路充実が、沖縄県全体の経済活性化を更に進める希望の船であると期待出来ます。

今年、ぜひ「フェリーいへやⅢ」に乗って、沖縄最北端の島伊平屋島を満喫する計画を立ててみてはいかがでしょうか。

「フェリーいへやⅢ」に関する問合せ先

運天港連絡事務所

TEL 0980-56-4265

伊平屋村宿泊、観光、レンタカー等予約及び島内100円巡回バスに関する問合せ先

伊平屋村商工会

TEL 0980-46-2912

あれから40年

=商工会設立40周年=

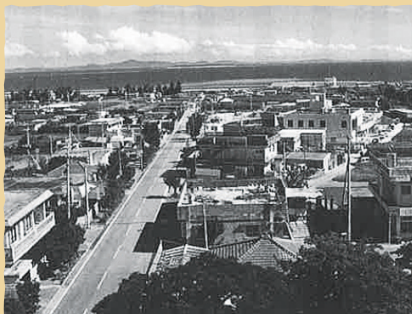
今年度設立40周年を迎える商工会をご紹介します。
40年前各地の商工会はどんな様子だったのでしょう。
写真をもとに振り返ってみましょう。



リリーフィールドにて青空市開催(平成6年)



昭和51年度 通常総会(川平区公民館)



美しく変貌していく我が村



商店街中央メインストリート

◎伊江村商工会

海洋博覧会開催の前年に役場の一角に9㎡足らずの事務所(昭和49年7月)。昭和52年8月に青年部、昭和54年6月に女性部(旧・婦人部)が結成され時代とともに組織も拡大。平成に入ってから2年にわたりおこし事業、8年に第1回伊江島祭り、10年にオリジナル泡盛「あごり」の開発。14年に「伊江島シモンイモ」の商品開発支援、19年に「商品券発行事業」を展開。以後20、22、23、24、25年に全国展開支援事業を、21年にJAPANブランド支援事業を実施し地域振興に取組んで参りました。25年は、①「ホームページ」部リニューアル、②「E-books」開設、③「いへや」の作成、④「伊江ナビ」開設など、役場等と連携し、伊江島観光情報発信PRの基盤整理に努めた。今後も商工会の果たす役割は大きく、更なる支援体制の強化に努めていく必要性があり、小規模事業者が求める支援ニーズを的確に捉え、地域活性化に努めてまいります。

●エキスパート派遣事業

あなたの経営をサポート！専門家のアドバイスを受けてみませんか！

トピックス

topics

商工会女性部 台風被害のフィリピンを激励!!

商工会女性部中部支部（安里瑞枝前支部長）は、4月9日（水）昨年11月にフィリピンを襲った台風30号の被災者支援報告会を嘉手納町商工会で開催しました。

報告会では、フィリピン出身の田里真由美さん（現北谷町商工会女性部部長）が、3月に同国タクロバン市を訪れ、義援金112万5千円余りを市長に手渡した事や現地の小学校に文房具等を寄贈した事などが報告されました。

今回の活動は、同中部支部が田里さんと交流のあった當山みゆきさん（嘉手納町商工会女性部前部長）の提案を受け、台風来襲10日後の部長会において支援活動を行うことを決定し、その輪が県内各地の女性部に広がり、街頭募金活動やチャリティーバザー等で寄付金を集めました。なお、義援金は仮設住宅建設費に充てられました。



新人さんのご紹介

赤嶺 樹
宜野湾市商工会
（経営指導員）
趣味：映画鑑賞



いつも明るく

饒波 哲美
宜野湾市商工会
（経営指導員）
趣味：家庭菜園、
ダイビング



いつも健康で
明るく

興儀 大樹
石垣市商工会
（記帳専任職員）
趣味：旅行、読書



初心を忘れず
頑張ります!

満名 勇紀
うるま市商工会
（経営指導員）
趣味：スポーツ、
釣り



関わる人の夢や目標の
達成をサポート出来るよう
頑張ります。

仲里 敦志
南城市商工会
（経営指導員）
趣味：ランニング



清く正しく
逞しく!

宮里 昌典
本部町商工会
（事務局長）
趣味：食べ歩き



新人の気持ちで
頑張ります!!

大城 勇希
本部町商工会
（補助員）
趣味：テレビ



愛されるような職員に
なれるよう頑張ります。

金城 麻美
西原町商工会
（補助員）
趣味：音楽、
寝ること



思いやりと向上心を
大切に頑張ります♪

来間 悠作
南風原町商工会
（経営指導員）
趣味：サッカー観戦



南風原町に貢献できる
よう一生懸命頑張ります

(有)石垣島ショッピングプラザ 経営革新物語

monogatari

(石垣市商工会)
スーパーバイザー先島地域分室 當銘 訓啓

今回は、石垣島の有限会社石垣島ショッピングプラザの経営革新事業を紹介いたします。

石垣島ショッピングプラザは、平成2年6月に開業し、25年目を迎える老舗お土産品店です。旧石垣空港近くに立地し、団体客をメインの顧客ターゲットとして、八重山地域の観光を牽引してきた企業のひとつです。取締役支配人の山内慶介氏は、近年観光客の行動パターンの多様化もあって、団体客だけではなく、レンタカーを活用する個人客などを取り込む必要性を強く感じていたようです。



取締役支配人の山内慶介氏

山内氏が経営革新計画に取り組む

ことになったきっかけは、商工会青年部の「経営革新セミナー」でした。このセミナーは商工会連合会が沖縄県の補助を受けて実施する「青年部広域連携提案公募事業」の離島枠を活用したもので、県内の商工会青年部が組織的に経営革新計画承認事業所を輩出することを目指した事業の一環でもあります。

これまでの石垣島ショッピングプラザでは、旅行代理店が手配した団体旅行客が来店し、レストランでの食事やお土産を購入するスタイルがほとんどで、滞在時間は30分から45分程度であり、店内にとどまる時間を増やすことが収益力向上に繋がると考えられました。そこで、増え続ける個人客の多様なニーズに対応するとともに、店内への滞在時間を増加させるために、「体験型観光」を経営革新計画の中心に据えて検討を続けてきました。

計画策定にあたっては、中小企業診断士の竹内氏（商工会連合会・経営強化指導員）より、経営革新計画の要件や申請書類作成のポイントなどについてアドバイスをもらい、商工会の経営指導員がバックアップする形で進めていきました。ある程度



体験メニュー・アクセサリ製作

計画が出来たところで、承認のための審査会を運営する産業振興公社の担当者の意見も取り入れながら、計画書を完成させ、審査会でのプレゼンテーションについても、何度もリハーサルを実施して、本番に備えたことで、満足いくプレゼンテーションが出来たと考えています。

平成26年2月より計画策定を開始し、3月の審査会までの約1ヶ月で承認までこぎ着けたのは、かねてから「体験型観光」のアイデアを検討していたこともありですが、山内氏の経営革新計画承認にかける熱意が



体験メニュー・シーサーの色付け

大きかったと考えています。長年地域で支持されている老舗ではありませんが、常日頃から自社の経営状況や外部環境などを把握、分析したうえで、どのような施策実施が効果的なのか検討し続けた結果が、経営革新計画承認として実を結んだものだと思います。今後も、承認された計画を実施する上で、必要な支援を継続していききたいと考えています。

ちやーずが 税務

連合会支援課 税理士 矢尾直穂

みなさま、ついに消費税率がアップされました。各地で消費税の税率アップに伴う価格転嫁や対応のセミナーも開催されています。みなさん、参加されましたか？または、もう勉強されましたか？

今回は、改めて消費税の税率引き上げに伴う経過措置についてお話します。

消費税の税率が変更になったのは今年(2016年)の4月1日からの取引からですが、旧税率が適用されるものがあります。

それは、①旅客運賃等に関する経過措置(附則5①)、②電気料金等に関する経過措置(附則5②)、③工事の請負に関する経過措置(附則5③④)、④資産の貸付けに関する経過措置(附則5④⑤)、⑤役務の提供に関する経過措置(附則5⑤)などです。その概要は次のとおりです。

① 旅客運賃等に関する経過措置

平成26年3月31日以前に、旅客運賃、映画又は演劇を催す場所への入場料金その他の不特定かつ多数の者から領収しているものは、4月1日以後に使用したものでも5%の対象となります。もつ予約と支払は3月中にお済みでしたか？

② 電気料金等に関する経過措置

電気ガス水道及び電気通信役務の料金で、平成26年4月1日から同年4月30日の間に支払金額が確定したものは、5%の対象となります。4月に検針等されたものは対象です。請求書等で税率を確認してください。

③ 工事の請負に関する経過措置

指定日(平成28年10月1日)から平成25年10月1日、10%では平成27年4月1日(以下指定日)の前日までに締結された工事や請負契約等については、引渡日が平成26年4月1日以後であっても5%の対象となります。新しい税率が適用される半年前までに契約を済ませておくことに留意してください。なお、指定日以後にその契約の額が増額された場合には、増額される前の対価部分だけ旧税率の適用があり、増額部分は新税率の適用となります。注意として、マンションや建売住宅の分譲契約は、売買契約(などの)の経過措置の対象外となる可能性があります。しかし、建物の内外装や設備等について買主の注文が付され、その注文に応じて建築されるものであれば、工事の請負等に類する契約と見るようにです。

あくまでも、請負契約に関するもので、請負工事に必要な資材の購入は関係ありません。つまり、4月以降に購入した資材は、税率アップ後のものですので、原価は5%のままではない可能性があります。混乱しないようご注意ください。

消費税の税率がアップされました

④ 資産の貸付けに関する経過措置

これは、指定日(2016年4月1日)の前日までに締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、施行期(平成26年4月1日)前日から引き続き行なわれていたもので、次の1および2、または1および3に掲げる要件に該当する場合が5%または8%の税率の対象となります。

1. その契約に係る資産の貸付けの期間及びその期間中の対価が定められていること。
2. 事業者が事業の変更その他の理由により、その対価の額の変更を求めたことができない旨の定めがないこと。
3. 契約期間中に当事者の一方または双方がいつでも解約の申入れをすることができない旨の定めがないこと。

その他対価に関する契約の内容が政府で定める要件に該当していること。自動更新条項がある場合は、変更等の申出期限が、指定日までかどうかで判断されます。

ただし、指定日以後に対価の額に変更があった場合には、その全額に新税率が適用されるので要注意です。

また、所有権移転外ファイナンス取引については、現在売買取引とされていることからリース資産の引渡日の税率が適用されます(経過措置の適用はなく指定日との関連はありません。単なる売買と見なされます)。「分割控除」に当てはまる場合も、本来が「売買」とされているため、税率引き上げ後も引渡時時点の税率が適用されます。

⑤ 役務の提供に関する経過措置

指定日の前日までに締結された一定の役務の提供(指定役務の提供)とします。これに係る契約については、役務の提供が平成26年4月1日以後であっても5%の対象となります。ただし、次の要件を満たす契約に限ります。

1. その契約に係る役務の提供の対価の額が定められていること。
2. 事業者が事業の変更その他の理由によりその対価の額の変更を求めたことができない旨の定めがないこと。
3. 当該全額に新税率が適用されるので要注意です。

また、おおよそ④の経過措置については、その適用をうける旨を、事業者が相手方に対し書面により通知する必要があります。この書面による通知とは、請求書等で表示しても問題はないとのことですが、もし書き忘れたら、税率がアップになりますので要注意です。

これらの内容については、取扱いに細かな例外等があるため、気になる点があれば、税理士や税務署にお問い合わせください。

大切な注意点は、記帳等に関する事項です。

今回の改正は、たった1年半(2016年4月1日)の間に3種類の税率を適用することが予想されるため、記帳等の事務処理が煩雑になると予想されます。税率の違つ請求書、領収書、そして契約書などが

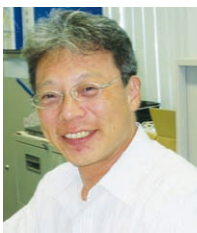
混在し、あとからまとめるのは大変でしょう。

たとえば、もし、会社が3月決算または9月決算であれば、新しい年度から消費税が変わるのでしようが、そうでなければ、年中途中で税率が変わる為、会計処理上は、5%までの部分の収入や費用と8%の部分の収入や費用に分けて記帳等をしなければなりません。いままで、入金に合わせて売上計上したり、支払いに合わせて仕入や消耗品費を計上したりしている方々は、3月分の売上を5月の入金に合わせて計上して、本来の税率と違った状態で申告してしまつことも起こりかねません。ちゃんと何月分のものか分けておきましょう。8%から10%時も同様のことがいえます。また、値札・HP等の料金表示の変更を行ったと思いますが、たとえば「パンなど新旧の交換忘れなどないでしょうか。」

これらの経過措置の適用の有無による経理の現場の混乱は予想されます。早めに対応してください。そして、税率アップによる消費税の減退も予想されます。価格転嫁への対応、販売力のアップなど経営上重要な問題と直面することも考えられます。経営状況を把握し、売上計画や事業計画を作成し、みなさんの経営課題を早めに検討する必要があると思います。

(関連法規：附則1～3条、5～12条、19条、地方税法改正1、2条他)

消費税率10%が適用になるのは、平成27年10月1日から、その指定日の末日は平成27年4月1日、それまでは8%税率です。そのため、10%の適用については、本文の期日を読み替えて対応してください。



- 1 大宜味村商工会
- 2 豊見城市商工会 (豊見城市ウージ染め協同組合)
- 3 美ら浜大使 (北谷町商工会青年部プロデューズ)
- 4 大宜味村、国頭村、東村商工会青年部
- 5 与那原町商工会青年部
- 6 北谷町商工会青年部
- 7 西原町商工会
- 8 恩納村商工会

小規模企業の経営者の皆さまへ

退職後のゆとりある生活のために

小規模企業共済制度

先行き不透明なこの時代。
退職後の生活資金は
万全ですか？

未来のために
小さな一歩

経営者の皆さま。
退職金の準備を中小機構がお手伝いします。

小規模企業共済制度に加入し、毎月掛金を納付すれば、退職時に共済金が支払われ、現役引退後も安心した生活設計が立てられます。

- ①常時使用する従業員の数が、20名以下
(商業、サービス業は5名以下)の個人事業主、共同経営者、
及び会社等役員の方が対象です。
- ②掛金月額が1,000円～70,000円の範囲内
(500円単位)で自由に選べます。
- ③毎月3万円の掛金(年間36万円)で、例えば課税対象所得
400万円の方なら約11万円の節税になります。
- ④いざという時に掛金合計額の一定の範囲内で事業資金等
の貸付けが受けられます。

●本制度の詳細内容は、ホームページまたはパンフレットをご覧ください。